

事 務 連 絡  
令和 6 年 8 月 30 日

通所型サービス事業所 各位

国東市福祉課長

災害時等における介護予防・日常生活支援総合事業の  
月額報酬の日割り請求について

標記の件の報酬請求については、下記の取扱いとします。

記

1. 休業のため、計画したサービスが提供できなかった場合

災害等により利用者の安全面を考慮しやむを得ず事業所が休業し、利用者に対して介護予防サービス・支援計画に基づく適切な利用回数などのサービスが提供出来なかった場合、当該利用者については、月の総日数から休業期間（定期休業日を含む）を差し引いた日数分について請求する。（以降、午前・午後で利用者の変更になった場合も含む。）

2. 休業期間があるが、休業などの影響を受けなかった場合

休業の影響を受けず、適切な利用回数などのサービスを提供された利用者については、日割り計算を行わない。

3. 休業期間があるが、振替を行い休業などの影響を受けなかった場合

休業などの影響を受けてサービス提供を実施出来なかった分について、利用日の振替などによる対応により適切な利用回数のサービスを提供された利用者については、日割り計算を行わない。

4. その他

事業所はサービス提供できる体制にあったが、利用者の都合によりキャンセルとなった場合は通常通り月額請求できる。なお、事業所は休業したが、あらかじめ当該利用者が当日の利用をキャンセルしていた場合について、上記 1 の取扱いをする事を妨げない。

以上